

現 行

改正案

備 考

給水装置工事施行基準  
（ 2025.4 改正版 ）

給水装置工事施行基準  
（ 2026.4 改正版 ）

【修正】  
改正年月を変更

鹿 児 島 市 水 道 局

鹿 児 島 市 水 道 局

現 行	改正案	備 考
<p><b>第3節 貯水槽水道の維持管理</b></p> <p>1 管理人 . . . . . <b>4-3-1</b></p> <p>2 使用上の注意 . . . . . <b>4-3-1</b></p> <p>3 点検 . . . . . <b>4-3-2</b></p> <p>4 清掃 . . . . . <b>4-3-2</b></p> <p>5 その他 . . . . . <b>4-3-2</b></p>	<p><b>第3節 貯水槽水道の維持管理</b></p> <p>1 管理人 . . . . . <b>4-3-1</b></p> <p>2 使用上の注意 . . . . . <b>4-3-1</b></p> <p>3 点検 . . . . . <b>4-3-2</b></p> <p>4 清掃 . . . . . <b>4-3-2</b></p> <p>5 その他 . . . . . <b>4-3-2</b></p>	
<p><b>参 考 資 料</b></p> <p>資料1 水道の水理 . . . . . <b>参-1-1</b></p> <p>資料2 直管換算表 . . . . . <b>参-2-1</b></p> <p>資料3 3階直結給水基準 . . . . . <b>参-3-1</b></p> <p>資料4 直結増圧式給水設計施行基準 . . . . . <b>参-4-1</b></p> <p>資料5 増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準 . . . . . <b>参-5-1</b></p> <p>資料6 各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の 各戸メーター等設置基準 . . . . . <b>参-6-1</b></p> <p>資料7 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 の取扱いについて . . . . . <b>参-7-1</b></p> <p>資料8 流量表（給水） . . . . . <b>参-8-1</b></p> <p>資料9 計算例（給水） . . . . . <b>参-9-1</b></p> <p>資料10 給水装置自主検査チェックリスト . . . . . <b>参-10-1</b></p> <p>資料11 給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度 . . . . . <b>参-11-1</b></p> <p>資料12 道路工事現場における標示施設等の設置基準 . . . . . <b>参-12-1</b></p> <p>資料13 鉛管の接合(応急時の技術資料) . . . . . <b>参-13-1</b></p> <p>資料14 水道用ポリエチレン管の止水工法(応急時の技術資料) . . . . . <b>参-14-1</b></p> <p>資料15 水質管理 . . . . . <b>参-15-1</b></p> <p>資料16 検定公差及び使用公差 . . . . . <b>参-16-1</b></p> <p>資料17 国道（直轄）における給水管（φ50mm以下） の管種について . . . . . <b>参-17-1</b></p>	<p><b>参 考 資 料</b></p> <p>資料1 水道の水理 . . . . . <b>参-1-1</b></p> <p>資料2 直管換算表 . . . . . <b>参-2-1</b></p> <p>資料3 3階直結給水基準 . . . . . <b>参-3-1</b></p> <p>資料4 直結増圧式給水設計施行基準 . . . . . <b>参-4-1</b></p> <p>資料5 増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準 . . . . . <b>参-5-1</b></p> <p>資料6 各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の 各戸メーター等設置基準 . . . . . <b>参-6-1</b></p> <p>資料7 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 の取扱いについて . . . . . <b>参-7-1</b></p> <p>資料8 流量表（給水） . . . . . <b>参-8-1</b></p> <p>資料9 計算例（給水） . . . . . <b>参-9-1</b></p> <p>資料10 給水装置自主検査チェックリスト . . . . . <b>参-10-1</b></p> <p>資料11 給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度 . . . . . <b>参-11-1</b></p> <p>資料12 道路工事現場における標示施設等の設置基準 . . . . . <b>参-12-1</b></p> <p>資料13 鉛管の接合(応急時の技術資料) . . . . . <b>参-13-1</b></p> <p>資料14 水道用ポリエチレン管の止水工法(応急時の技術資料) . . . . . <b>参-14-1</b></p> <p>資料15 水質管理 . . . . . <b>参-15-1</b></p> <p>資料16 検定公差及び使用公差 . . . . . <b>参-16-1</b></p> <p>資料17 国道（直轄）における給水管（φ50mm以下） の管種について . . . . . <b>参-17-1</b></p> <p><b>資料18 鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム 利用に関する取扱 . . . . . 参-18-1</b></p>	<p><b>【項目の追加】</b> ・電子申請導入に伴い、 電子申請の取扱について 参考資料へ追加</p>
<p>参考文献</p>	<p>参考文献</p>	

現 行	改正案	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 給水装置工事の施行承認</p> <p>1.1 施行承認の意義</p> <p>給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>これは、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えないこと、また、水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためである。</p> <p>※ 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工したものは、条例第 32 条第 1 号の規定により過料が科せられる。</p> <p>1.2 施行承認する工事</p> <p>(1) 給水装置を新設する工事</p> <p>(2) 給水装置を改造する工事</p> <p>(3) 給水装置を修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省で定める給水装置の軽微な変更を除く)する工事</p> <p>(4) 給水装置を撤去する工事</p> <p>1.3 承認要件</p> <p>(1) 給水区域内であって、当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。</p> <p>(3) 当該給水装置の口径は適正であること。</p> <p>(4) 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。</p> <p>(5) メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。</p> <p>(6) 当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は、その既設給水装置を撤去すること。</p> <p>(7) その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1.4 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、<u>施行規程様式第 1 号に必要事項を記入して管理者に提出する。</u></p> <p>(1) 給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書</p> <p>ア 装置場所</p> <p>給水装置を使用する場所の所在地を記入する。</p> <p>イ 申請者</p> <p>給水装置を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>ウ 給水装置番号</p> <p style="text-align: center;">2-2-1</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 給水装置工事の施行承認</p> <p>1.1 施行承認の意義</p> <p>給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>これは、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えないこと、また、水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためである。</p> <p>※ 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工したものは、条例第 32 条第 1 号の規定により過料が科せられる。</p> <p>1.2 施行承認する工事</p> <p>(1) 給水装置を新設する工事</p> <p>(2) 給水装置を改造する工事</p> <p>(3) 給水装置を修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省で定める給水装置の軽微な変更を除く)する工事</p> <p>(4) 給水装置を撤去する工事</p> <p>1.3 承認要件</p> <p>(1) 給水区域内であって、当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。</p> <p>(3) 当該給水装置の口径は適正であること。</p> <p>(4) 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。</p> <p>(5) メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。</p> <p>(6) 当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は、その既設給水装置を撤去すること。</p> <p>(7) その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1.4 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、<b>申請方法に応じた必要書類を用意し管理者に提出する。電子申請を利用する際は、「鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム利用に関する取扱」(資料 13)を併せて参照のこと。</b></p> <p>(1) 給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書 <b>(施行規程様式第 1 号)</b></p> <p>ア 装置場所</p> <p>給水装置を使用する場所の所在地を記入する。</p> <p>イ 申請者</p> <p>給水装置を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p style="text-align: center;">2-2-1</p>	<p>【申請方法の追加】</p> <p>・ 手続方法に電子申請が追加されることに伴い、電子申請の取扱について追記</p> <p>【様式番号の追記】</p> <p>・ 給水装置工事申請・設計書に様式番号を追加</p>

現 行	改正案	備 考
<p>エ 利害関係者確認 当該給水装置において利害関係人が存在する場合には、承諾を確認する。</p> <p>オ 誓約事項 給水装置について、以下の内容を誓約するものである。誓約内容について、申請者が納得することが必須である。</p> <p>(ア) 給水装置について第三者からの異議の申し立てを受けたときは、私方で責任をもって解決すること</p> <p>(イ) 水道メーター及び給水装置は条例に従い保管・管理すること</p> <p>(ウ) 給水装置に起因する問題が生じた際は、申請者が責任を持って解決すること</p> <p>(エ) 各種給水方式の選択・設備を設ける場合の誓約</p> <p>(オ) 竣工後、申請者は指定給水工事業者から竣工図を基に説明を受け、施行内容について確認すること</p> <p>(2) 委任状</p> <p>ア 委任日</p> <p>イ 工事申請者（委任者） 申請者の現住所及び氏名を記入し押印する（自署の場合は押印不要）。法人等の場合、代表者氏名も記入する。</p> <p>ウ 指定給水工事業者 工事等を受任する指定給水工事業者の商号、代表者氏名及び住所を記入する。</p> <p>エ 工事箇所（装置場所）</p> <p>オ 管理者への申請等に関する委任事項は次のとおりである。</p> <p>(ア) 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続き</p> <p>(イ) 工事施行</p> <p>(ウ) 工事に係わる給水負担金、設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限</p> <p>給水装置工事の申請及び工事施行その他工事に係る一切の事項を指定給水工事業者に委任するためのものである。委任の範囲については、申請者と指定給水工事業者双方が納得することが必須である。</p> <p>1.5 給水装置における施行承認の保留 給水装置においては、例外的な取扱いとして施行承認を行う以前において特定行政庁から管理者に違反建築であるとして、一時的に承認を保留することがある。 このことは、安全、快適な市民生活の確保を目的として行われている建築行政に助力するものとして、給水義務の履行に影響のない範囲において、違反建築物の発生防止を図るために行っているものである。 指定給水工事業者においても工事の受注に際しては、建築確認書等により違反建築物でないことを確かめ、違反建築物である場合は、違反理由が解消したのちに工事を申し込むよう説明するなどの配慮が必要である。</p> <p style="text-align: center;">2-2-2</p>	<p>ウ 給水装置番号</p> <p>エ 利害関係者確認 当該給水装置において利害関係人が存在する場合には、承諾を確認する。</p> <p>(2) 委任状 <b>（施行規程様式第1号の4）</b></p> <p>ア 委任日</p> <p>イ 工事申請者（委任者） 申請者の現住所及び氏名を記入し押印する（自署の場合は押印不要）。法人等の場合、代表者氏名も記入する。</p> <p>ウ 指定給水工事業者 工事等を受任する指定給水工事業者の商号、代表者氏名及び住所を記入する。</p> <p>エ 工事箇所（装置場所）</p> <p>オ 管理者への申請等に関する委任事項は次のとおりである。</p> <p>(ア) 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続き</p> <p>(イ) 工事施行</p> <p>(ウ) 工事に係わる給水負担金、設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限</p> <p>給水装置工事の申請及び工事施行その他工事に係る一切の事項を指定給水工事業者に委任するためのものである。委任の範囲については、申請者と指定給水工事業者双方が納得することが必須である。</p> <p><b>カ 誓約事項</b> <b>給水装置について、以下の内容を誓約するものである。誓約内容について、申請者が納得することが必須である。</b></p> <p><b>(ア) 給水装置について第三者からの異議の申し立てを受けたときは、私方で責任をもって解決すること</b></p> <p><b>(イ) 水道メーター及び給水装置は条例に従い保管・管理すること</b></p> <p><b>(ウ) 給水装置に起因する問題が生じた際は、申請者が責任を持って解決すること</b></p> <p><b>(エ) 各種給水方式の選択・設備を設ける場合の誓約</b></p> <p><b>(オ) 竣工後、申請者は指定給水工事業者から竣工図を基に説明を受け、施行内容について確認すること</b></p> <p>1.5 給水装置における施行承認の保留 給水装置においては、例外的な取扱いとして施行承認を行う以前において特定行政庁から管理者に違反建築であるとして、一時的に承認を保留することがある。 このことは、安全、快適な市民生活の確保を目的として行われている建築行政に助力するものとして、給水義務の履行に影響のない範囲において、違反建築物の発生防止を図るために行っているものである。 指定給水工事業者においても工事の受注に際しては、建築確認書等により違反建築物でないことを確かめ、違反建築物である場合は、違反理由が解消したのちに工事を申し込むよう説明するなどの配慮が必要である。</p> <p style="text-align: center;">2-2-2</p>	<p>【様式番号の追記】 ・委任状に様式番号を追加</p> <p>【様式見直しに伴う 項目順序修正】 ・申請書、委任状の様式見直しに伴い、(1)オー(2)カへ移行</p> <p>【様式見直しに伴う 項目順序修正】 ・申請書、委任状の様式見直しに伴い、(1)オー(2)カへ移行</p>

現 行	改正案	備 考
<p style="text-align: center;">第3節 設 計 審 査</p> <p>給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 給水装置工事の申込み          工事の申込みをしようとする者は、指定給水工事業者の中から工事を施工させる者を選定しなければならない。よって、申込者から委任を受けた指定給水工事業者は、その工事を施工する場合は、規定する設計書により、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。</p> <p>(2) 設計審査の目的          設計審査は、給水装置工事の適正施行を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、使用材料、施工方法等が本市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。</p> <p>(3) 設計審査を要する工事          指定給水工事業者が施行する給水装置の新設、改造、修繕、撤去の工事。</p> <p>1 設計審査の申込方法</p> <p>(1) 提出書類          給水装置工事の新設、改造、修繕又は撤去を行うときは、<u>施行規程様式第1号</u>に必要事項を記入して提出する。</p> <p>ア 給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書          イ 委任状</p> <p>(2) 「給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書」の記入方法          各記入欄に次の事項を記入する。</p> <p>ア 装置場所          工事箇所の住所を記入する。土地使用承諾、支管分岐等利害関係者の承諾が必要な場合は、別途承諾書等を提出する。</p> <p>イ 申請者          申請者の氏名及び住所を記入する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>ウ 給水装置番号          エ 指定給水工事業者          指定給水工事業者の商号、指定番号、代表者氏名及び住所を記入する。</p> <p>オ 主任技術者</p> <p style="text-align: center;">2-3-1</p>	<p style="text-align: center;">第3節 設 計 審 査</p> <p>給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 給水装置工事の申込み          工事の申込みをしようとする者は、指定給水工事業者の中から工事を施工させる者を選定しなければならない。よって、申込者から委任を受けた指定給水工事業者は、その工事を施工する場合は、規定する設計書により、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。</p> <p>(2) 設計審査の目的          設計審査は、給水装置工事の適正施行を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、使用材料、施工方法等が本市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。</p> <p>(3) 設計審査を要する工事          指定給水工事業者が施行する給水装置の新設、改造、修繕、撤去の工事。</p> <p>1 設計審査の申込方法</p> <p>(1) 提出書類          給水装置工事の新設、改造、修繕又は撤去を行うときは、<u>以下の書類</u>に必要事項を記入して提出する。<u>電子申請を利用する際は、「鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム利用に関する取扱」（資料18）を併せて参照のこと。</u></p> <p>ア 給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書 <u>（施行規程様式第1号）</u>          イ 委任状 <u>（施行規程様式第1号の4）</u></p> <p>(2) 「給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書」の記入方法          各記入欄に次の事項を記入する。</p> <p>ア 装置場所          工事箇所の住所を記入する。土地使用承諾、支管分岐等利害関係者の承諾が必要な場合は、別途承諾書等を提出する。</p> <p>イ 申請者          申請者の氏名及び住所を記入する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>ウ 給水装置番号          エ 指定給水工事業者          指定給水工事業者の商号、指定番号、代表者氏名及び住所を記入する。</p> <p style="text-align: center;">2-3-1</p>	<p>【申請方法の追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続方法に電子申請が追加されることに伴い、電子申請の取扱について追記</li> </ul>

現 行	改正案	備 考
<p>当該工事を担当する主任技術者の氏名を記入する。</p> <p>カ 申請概要 建築種別，建物概要等を記入する。</p> <p>キ 工事申請日・竣工予定日 当該工事の工事申請及び竣工予定年月日を記入する。</p> <p>ク 工事費（必要に応じ），使用材料</p> <p>ケ 位置図</p> <p>コ 設計条件及び設計図</p> <p>(3) 「委任状」の記入方法</p> <p>ア 委任日</p> <p>イ 工事申請者（委任者） 申請者の現住所及び氏名を記入する（自署の場合は押印不要）。法人等の場合，代表者氏名も記入する。</p> <p>ウ 指定給水工事業者 工事等を受任する指定給水工事業者の商号，代表者氏名及び住所を記入する。</p> <p>エ 工事箇所（装置場所）</p> <p>2 審査項目 管理者は，次の項目について給水装置の構造，使用材料，施工方法等が本市の施行基準に適合しているかを審査し，同時に設計に当たって必要な事項の調査がなされているかを確認する。</p> <p>(1) 所要水量</p> <p>(2) 分岐箇所 配水管又は既設管の位置，管種及び口径の確認</p> <p>(3) 配 管 管種，配管位置及び構造等の適否</p> <p>(4) 止水栓及びメーターの設置位置の適否</p> <p>(5) 給水管口径の適否</p> <p>(6) メーター口径の適否</p> <p>(7) 取付器具及び使用材料の適否</p> <p>(8) 危険防止 逆流防止装置及び水撃防止器具等の適否</p> <p>(9) 受水槽容量並びに構造及び材質の適否</p> <p>3 手数料等の納入 給水装置工事申請の設計審査承認後に，給水負担金・設計審査及び工事検査手数料を納入すること。</p> <p style="text-align: center;">2-3-2</p>	<p>オ 主任技術者 当該工事を担当する主任技術者の氏名を記入する。</p> <p>カ 申請概要 建築種別，建物概要等を記入する。</p> <p>キ 工事申請日・竣工予定日 当該工事の工事申請及び竣工予定年月日を記入する。</p> <p>ク 工事費（必要に応じ），使用材料</p> <p>ケ 位置図</p> <p>コ 設計条件及び設計図</p> <p>(3) 「委任状」の記入方法</p> <p>ア 委任日</p> <p>イ 工事申請者（委任者） 申請者の現住所及び氏名を記入する（自署の場合は押印不要）。法人等の場合，代表者氏名も記入する。</p> <p>ウ 指定給水工事業者 工事等を受任する指定給水工事業者の商号，代表者氏名及び住所を記入する。</p> <p>エ 工事箇所（装置場所）</p> <p>2 審査項目 管理者は，次の項目について給水装置の構造，使用材料，施工方法等が本市の施行基準に適合しているかを審査し，同時に設計に当たって必要な事項の調査がなされているかを確認する。</p> <p>(1) 所要水量</p> <p>(2) 分岐箇所 配水管又は既設管の位置，管種及び口径の確認</p> <p>(3) 配 管 管種，配管位置及び構造等の適否</p> <p>(4) 止水栓及びメーターの設置位置の適否</p> <p>(5) 給水管口径の適否</p> <p>(6) メーター口径の適否</p> <p>(7) 取付器具及び使用材料の適否</p> <p>(8) 危険防止 逆流防止装置及び水撃防止器具等の適否</p> <p>(9) 受水槽容量並びに構造及び材質の適否</p> <p>3 手数料等の納入 給水装置工事申請の設計審査承認後に，給水負担金・設計審査及び工事検査手数料を納入すること。</p> <p style="text-align: center;">2-3-2</p>	<p>※一部項目のずれに伴う掲載 (内容変更なし)</p>

現 行	改正案	備 考
<p>(2) 図面の種類</p> <p>給水装置工事の計画、施工に際しては、位置図、平面図を、また、必要に応じて以下のウ～エの図面を作成する。</p> <p>ア 位置図 給水(申込)家屋、付近の状況等の位置を図示したもの。</p> <p>イ 平面図 道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を図示したもの。</p> <p>ウ 詳細図 平面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したもの。</p> <p>エ 立面図 建物や給水管の配管状況を図示したもの。</p> <p>(3) 文字</p> <p>ア 文字は明確に書き、漢字は楷書とする。</p> <p>イ 文章は左横書きとする。</p> <p>(4) 縮尺</p> <p>ア 平面図は、縮尺 1/100～1/500 の範囲で適宜作成する。</p> <p>イ 縮尺は図面ごとに記入する。</p> <p>(5) 単位</p> <p>ア 給水管及び配水管の口径の単位はmmとし、単位記号はつけない。</p> <p>イ 給水管の延長の単位はmとし、単位記号はつけない。</p> <p>なお、延長は少数第 1 位(少数第 2 位を四捨五入)までとする。</p> <p>6.2 作図(図 3 - 21～23)</p> <p>(1) 位置図</p> <p>給水(申込)家屋、施行路線、付近の状況、道路状況及び主要な建物を記入すること。特に付近の目標物になる施設(橋、バス停留所、公民館、交差点)の位置名称等を明確に図示する。また、給水管の取出し位置を表示し、作図に当たっては、方位を記入し、北の方向を上にする。住宅地図等を複製利用する場合は、著作権法上、問題のないものとする。</p> <p>(2) 平面図</p> <p>平面図には、次の内容を記入する。</p> <p>ア 給水栓等給水用具の取付位置</p> <p>イ 配水管からの取出し位置のオフセット(3点から測定)</p> <p>ウ 給水管の管種、口径、寸法及び位置。</p> <p>エ 道路の種別(舗装種別、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分)</p> <p>オ 公私有地、隣接敷地の境界線及び隣接する給水装置番号</p> <p>カ 配水管及び給水管の管種、口径、配水管の竣工図番号</p> <p>キ 配水管を下にして作図すること。</p> <p>ク その他工事施工上必要とする事項(障害物の表示等)</p> <p>(3) 詳細図で表すことのできない部分に関して、縮尺の変更による拡大図等により図示する。</p> <p>(4) 立面図</p>	<p>(2) 図面の種類</p> <p>給水装置工事の計画、施工に際しては、位置図、平面図を、また、必要に応じて以下のウ～エの図面を作成する。</p> <p>ア 位置図 給水(申込)家屋、付近の状況等の位置を図示したもの。</p> <p>イ 平面図 道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を図示したもの。</p> <p>ウ 詳細図 平面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したもの。</p> <p>エ 立面図 建物や給水管の配管状況を図示したもの。</p> <p>(3) 文字</p> <p>ア 文字は明確に書き、漢字は楷書とする。</p> <p>イ 文章は左横書きとする。</p> <p>(4) 縮尺</p> <p>ア 平面図は、縮尺 1/100～1/500 の範囲で適宜作成する。</p> <p>イ 縮尺は図面ごとに記入する。</p> <p>(5) 単位</p> <p>ア 給水管及び配水管の口径の単位はmmとし、単位記号はつけない。</p> <p>イ 給水管の延長の単位はmとし、単位記号はつけない。</p> <p>なお、延長は少数第 1 位(少数第 2 位を四捨五入)までとする。</p> <p>6.2 作図(図 3 - 21～23)</p> <p>(1) 位置図</p> <p>給水(申込)家屋、施行路線、付近の状況、道路状況及び主要な建物を記入すること。特に付近の目標物になる施設(橋、バス停留所、公民館、交差点)の位置名称等を明確に図示する。また、給水管の取出し位置を表示し、作図に当たっては、方位を記入し、北の方向を上にする。住宅地図等を複製利用する場合は、著作権法上、問題のないものとする。</p> <p>(2) 平面図</p> <p>平面図には、次の内容を記入する。</p> <p>ア 給水栓等給水用具の取付位置</p> <p>イ 配水管からの取出し位置のオフセット(2点から測定)</p> <p>ウ 給水管の管種、口径、寸法及び位置。</p> <p>エ 道路の種別(舗装種別、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分)</p> <p>オ 公私有地、隣接敷地の境界線及び隣接する給水装置番号</p> <p>カ 配水管及び給水管の管種、口径、配水管の竣工図番号</p> <p>キ 配水管を下にして作図すること。</p> <p>ク その他工事施工上必要とする事項(障害物の表示等)</p> <p>(3) 詳細図で表すことのできない部分に関して、縮尺の変更による拡大図等により図示する。</p> <p>(4) 立面図</p>	<p>【修正】 誤字修正</p> <p>【修正】 配水管からの取出し位置のオフセットについて、水道部測定方法と整合させ、2点オフセットとする</p>
<p>3-1-32</p>	<p>3-1-32</p>	

現 行

立面図は、平面で表現することのできない建物や配管等を図示する。  
 施工する管の種類、口径及び寸法等を記入する。

(5) その他

- ア 同一申請者で、同一申請地の場合はまとめて作図することができる。
- イ 当該給水装置以外の給水装置を統合する場合は、『〇〇号から〇〇号へ統合』などと明記する。
- ウ 井水用設備など他の水管を給水管として利用する場合、その旨明記する。
- エ 受水槽等を設置する場合は、その構造図を記入する。

平面図(縮尺=1/100)

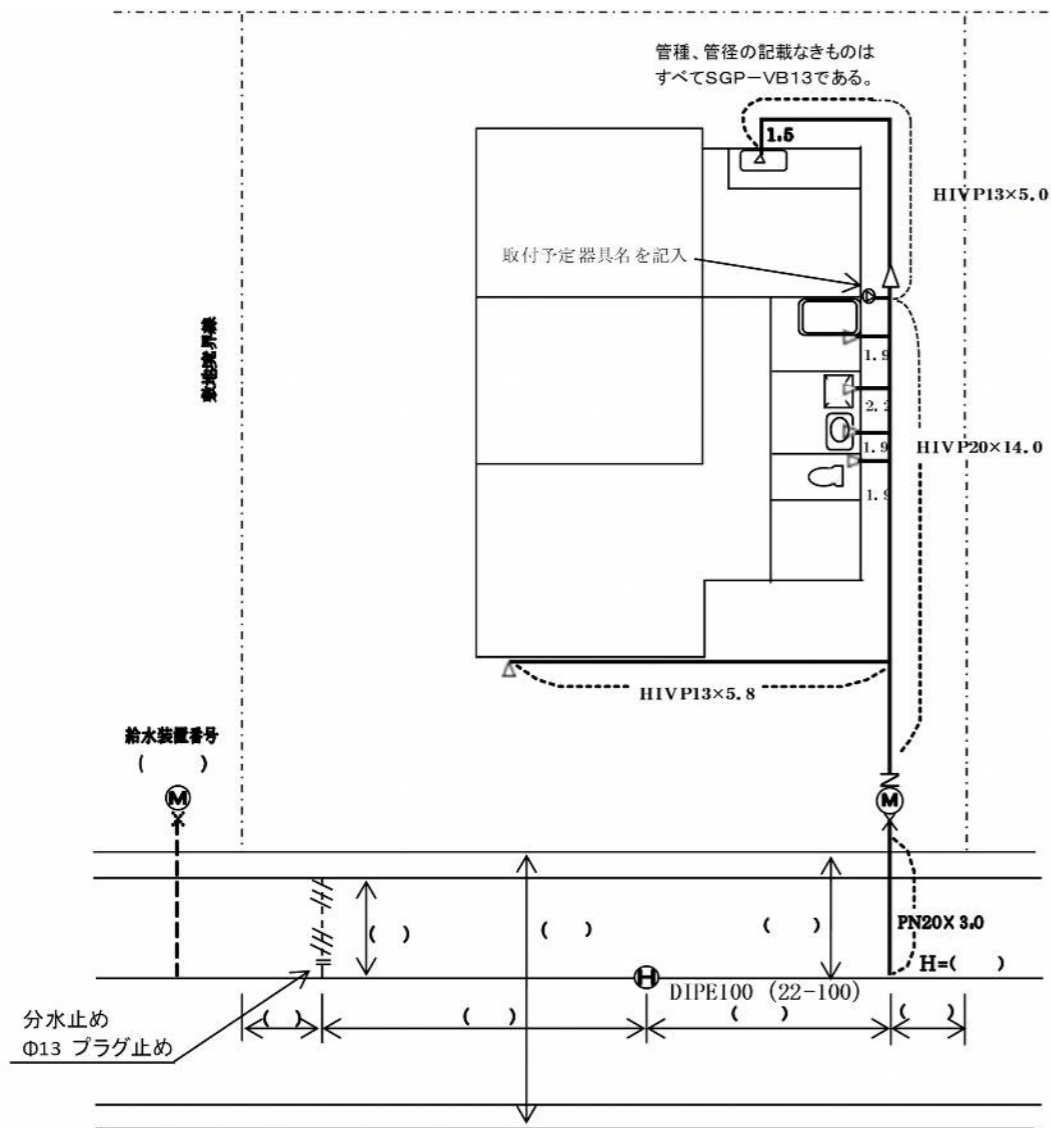


図 3 - 21 給水装置標準設計図例

3-1-33

改正案

立面図は、平面で表現することのできない建物や配管等を図示する。  
 施工する管の種類、口径及び寸法等を記入する。

(5) その他

- ア 同一申請者で、同一申請地の場合はまとめて作図することができる。
- イ 当該給水装置以外の給水装置を統合する場合は、『〇〇号から〇〇号へ統合』などと明記する。
- ウ 井水用設備など他の水管を給水管として利用する場合、その旨明記する。
- エ 受水槽等を設置する場合は、その構造図を記入する。

平面図(縮尺=1/100)

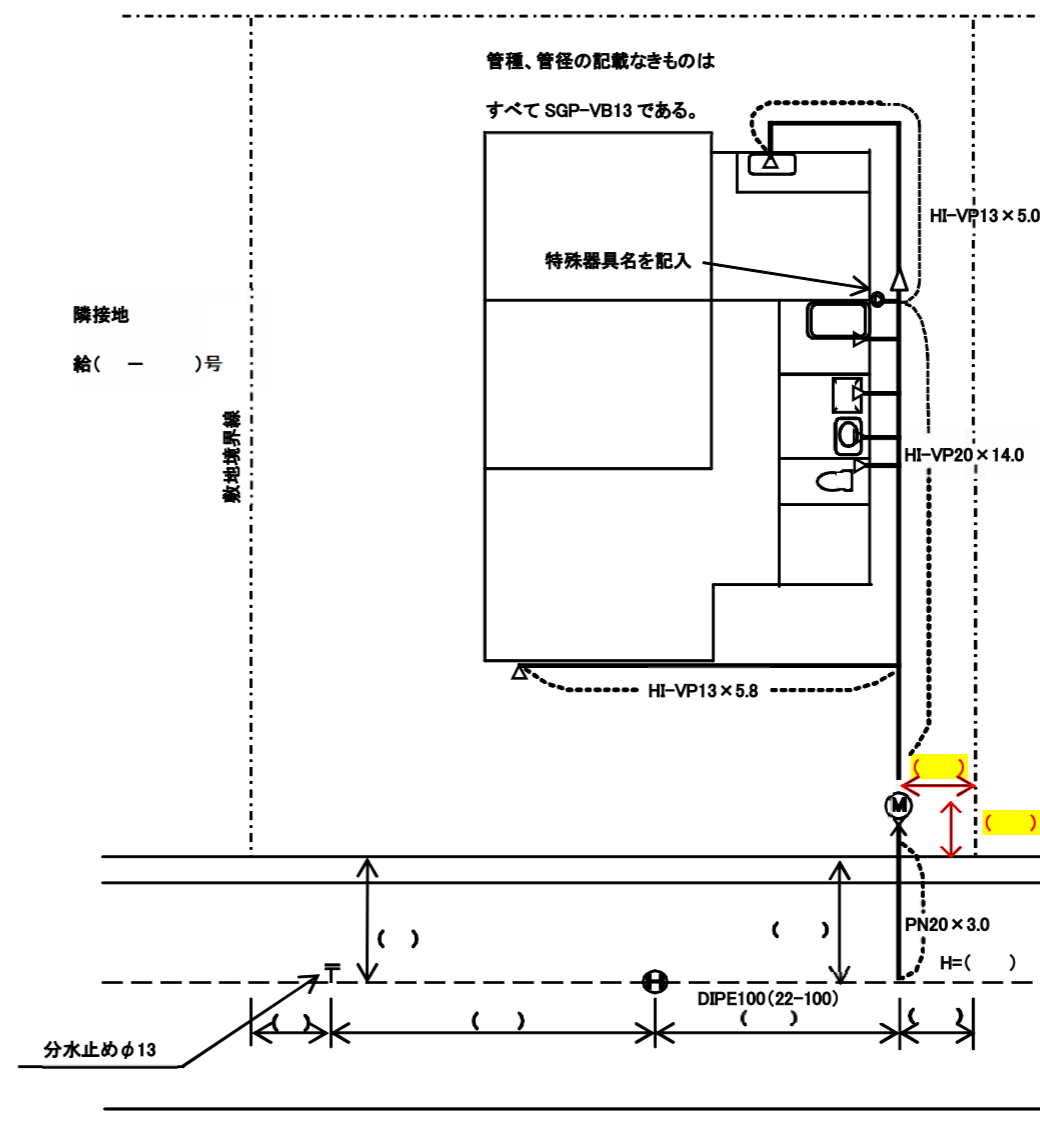


図 3 - 21 給水装置標準設計図例

3-1-33

備 考

【追記】  
 水道メーターオフセットの表示

現 行

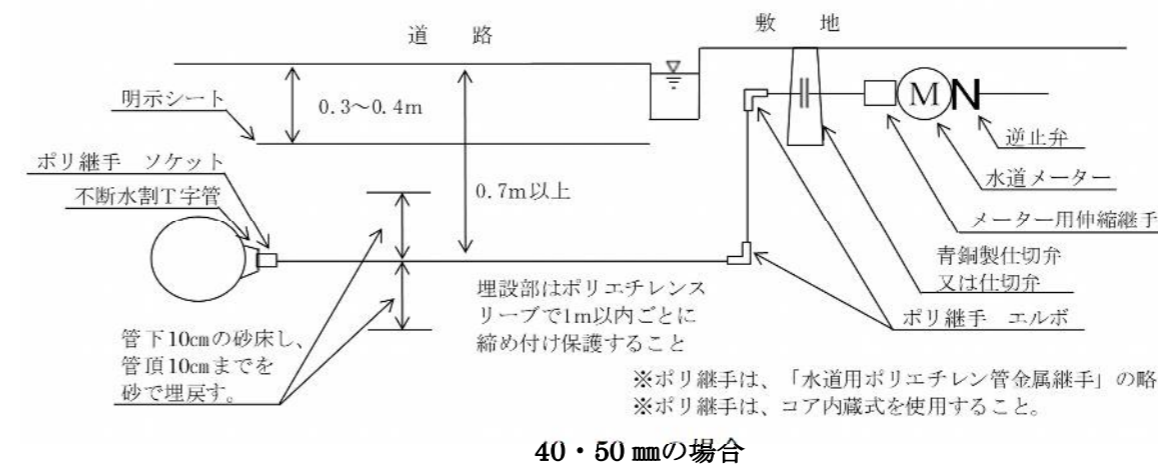
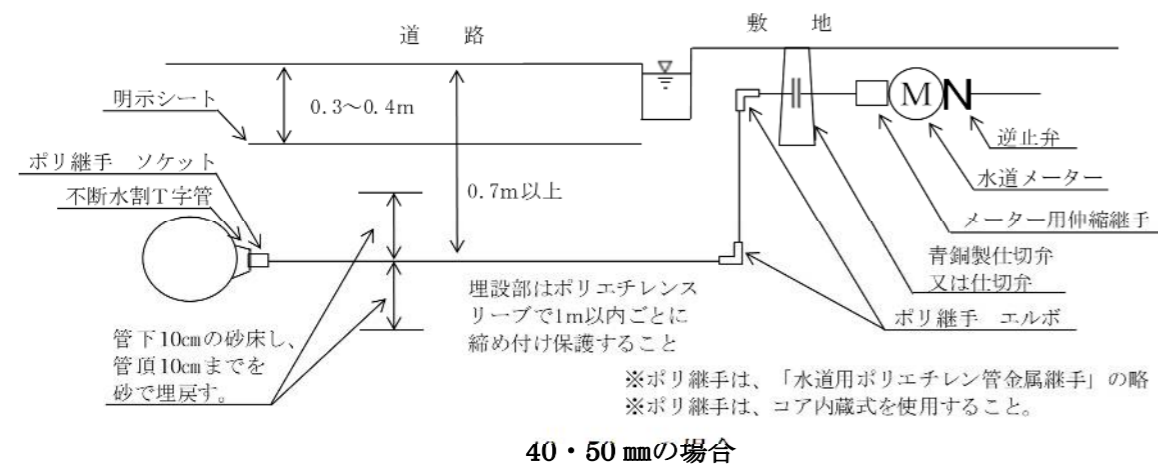
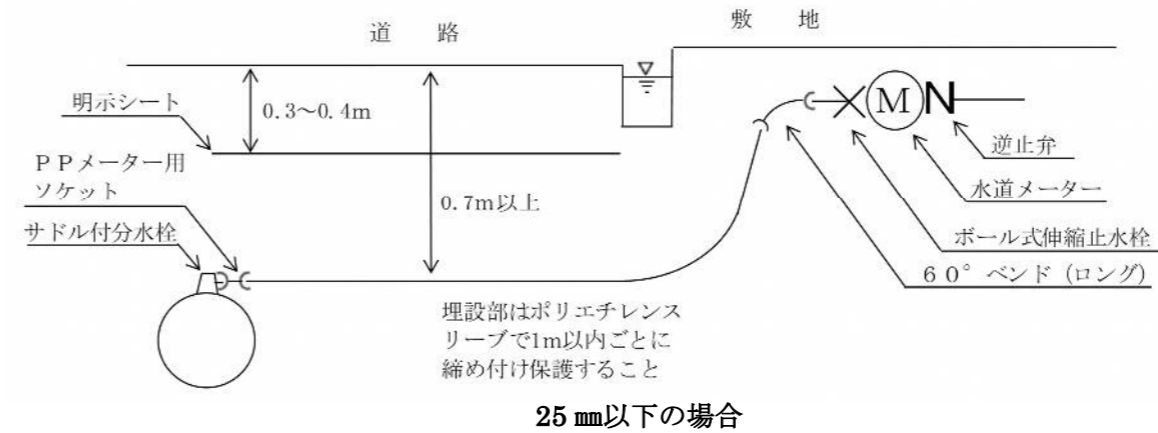
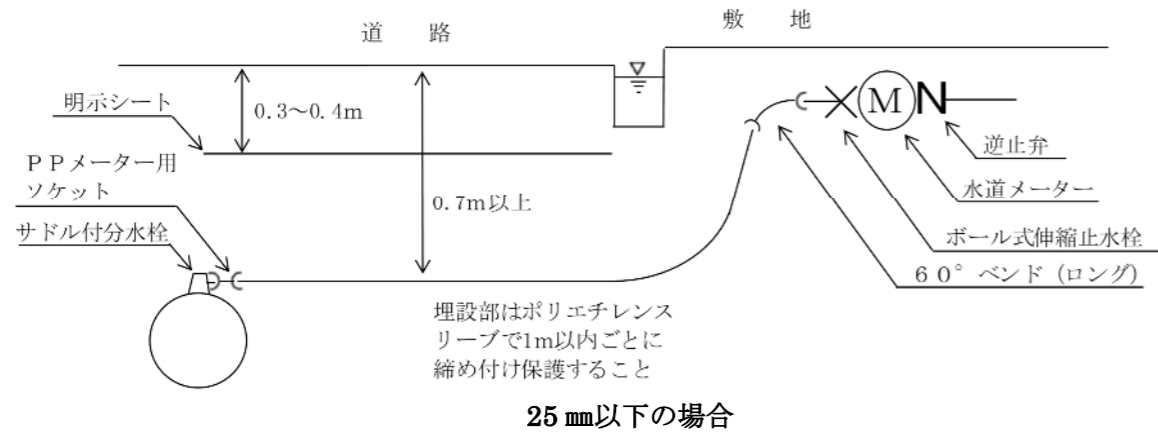
改正案

備 考

- ク 銅管の曲げ配管は、断面が変形しないようにできるだけ大きな半径で少しずつ曲げる。
- (2) 管種別注意事項  
給水管に用いる主な管種の注意事項は、以下のとおりである。
- ア 水道用ポリエチレン管（直轄国道を除く。直轄国道については資料 17 を参照すること。）
- (ア) 道路内
- a 管の種類には、1 種管・2 種管があり、それぞれに単層管・二層管があるが、道路内で使用する管種は、1 種管(二層管)とする。
  - b 25 mm 以下の場合の分岐部及び止水栓箇所での曲げ配管は、60° ベンド(ロング)を使用すること。
  - c 道路での埋設には、ポリエチレンスリーブ等で保護すること。
  - d 40 mm と 50 mm の場合は、管下に厚さ 10 cm の砂床・管頂 10 cm 砂で埋戻すこと。
  - e ポリエチレン管の標準配管図は(図 3 - 55)による。

- ク 銅管の曲げ配管は、断面が変形しないようにできるだけ大きな半径で少しずつ曲げる。
- (2) 管種別注意事項  
給水管に用いる主な管種の注意事項は、以下のとおりである。
- ア 水道用ポリエチレン管（直轄国道を除く。直轄国道については資料 17 を参照すること。）
- (ア) 道路内
- a 管の種類には、1 種管・2 種管・**3 種管**があり、それぞれに単層管・二層管があるが、道路内で使用する管種は、1 種管(二層管)とする。
  - b 25 mm 以下の場合の分岐部及び止水栓箇所での曲げ配管は、60° ベンド(ロング)を使用すること。
  - c 道路での埋設には、ポリエチレンスリーブ等で保護すること。
  - d 40 mm と 50 mm の場合は、管下に厚さ 10 cm の砂床・管頂 10 cm 砂で埋戻すこと。
  - e ポリエチレン管の標準配管図は(図 3 - 55)による。

【追記】  
管種追加



※ 水道用ポリエチレン管が不適な場所は硬質塩化ビニルライニング鋼管又はステンレス鋼管を使用する。

※ 水道用ポリエチレン管が不適な場所は硬質塩化ビニルライニング鋼管又はステンレス鋼管を使用する。

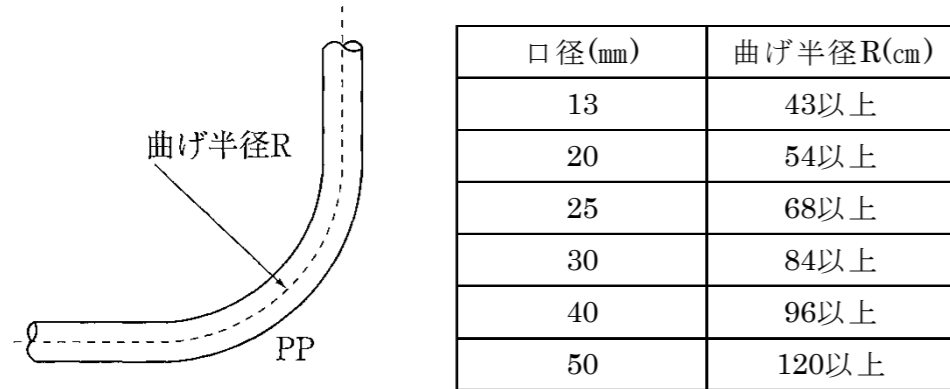
図 3 - 55 水道用ポリエチレン管の標準配管図例

図 3 - 55 水道用ポリエチレン管の標準配管図例

現 行

- (イ) コンクリート内等、外傷を与えるおそれがある直接埋込み配管には使用しないこと。
- (ウ) 灯油等油脂混じりの土質下の埋設には、管に臭気移るので使用しないこと。また、油脂及び薬品等の浸透するおそれがある場所での使用もさげなければならない。
- (エ) 道路横断の際は長尺配管にし、主な漏水の原因である継手各所を必要最小限にすること。
- (オ) 床掘りは、施工基面下 10 cm～15 cm を砂又は良質のシラスでつき固め、施工基面を均一に仕上げる。なお、まくら木等の使用については、管に局所的な荷重が作用するので絶対に行ってはならない。
- (カ) ポリエチレン管は、管肌が傷つきやすいので、引きずったり、放り投げたりしないこと。
- (キ) コイル巻きの管で長尺配管する場合は、転がすようにして管をほぐし、管に余裕を持たせるため、蛇行させること。
- (ク) 曲げ配管については、無理な曲げを行うと材料の強度を低下させるので(表 3-17)に示す最小曲げ半径の限度内で配管しなければならない。  
屈曲半径を管の外径の 20 倍以上とする。

表 3-17 ポリエチレン管の屈曲半径



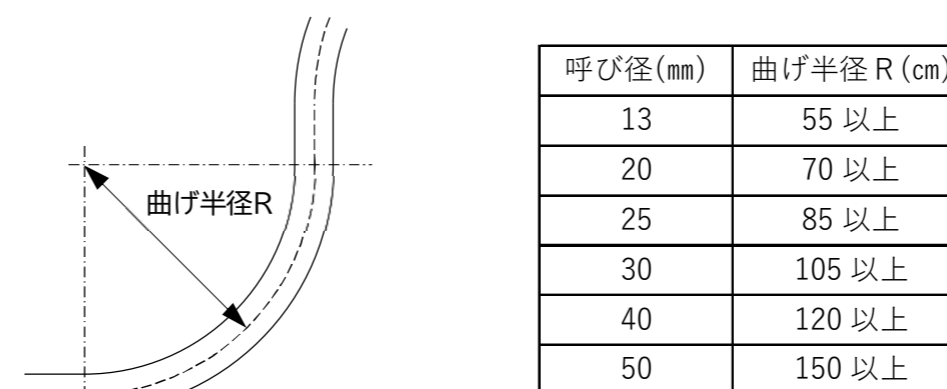
- (ケ) 最小曲げ半径以下に曲げ配管をする場合は、エルボを使用すること。
- (コ) 曲げ配管部分の埋戻しは、管の周囲を十分に突き固めて管を固定させ、はね返り(復原)による位置ずれ及び最小曲げ半径以下の曲がり防止すること。
- (サ) 直射日光に当たると材質が劣化する恐れがあるので、必ず端末キャップを付け、室内に保管すること。やむを得ず屋外に保管する場合は、シート等を掛けること。

3-3-6

改正案

- (イ) コンクリート内等、外傷を与えるおそれがある直接埋込み配管には使用しないこと。
- (ウ) 灯油等油脂混じりの土質下の埋設には、管に臭気移るので使用しないこと。また、油脂及び薬品等の浸透するおそれがある場所での使用もさげなければならない。
- (エ) 道路横断の際は長尺配管にし、主な漏水の原因である継手各所を必要最小限にすること。
- (オ) 床掘りは、施工基面下 10 cm～15 cm を砂又は良質のシラスでつき固め、施工基面を均一に仕上げる。なお、まくら木等の使用については、管に局所的な荷重が作用するので絶対に行ってはならない。
- (カ) ポリエチレン管は、管肌が傷つきやすいので、引きずったり、放り投げたりしないこと。
- (キ) コイル巻きの管で長尺配管する場合は、転がすようにして管をほぐし、管に余裕を持たせるため、蛇行させること。
- (ク) 曲げ配管については、無理な曲げを行うと材料の強度を低下させるので(表 3-17)に示す最小曲げ半径の限度内で配管しなければならない。  
屈曲半径を管の外径の 25 倍以上とする。

表 3-17 ポリエチレン管の屈曲半径



- (ケ) 最小曲げ半径以下に曲げ配管をする場合は、エルボを使用すること。
- (コ) 曲げ配管部分の埋戻しは、管の周囲を十分に突き固めて管を固定させ、はね返り(復原)による位置ずれ及び最小曲げ半径以下の曲がり防止すること。
- (サ) 直射日光に当たると材質が劣化する恐れがあるので、必ず端末キャップを付け、室内に保管すること。やむを得ず屋外に保管する場合は、シート等を掛けること。

3-3-6

備 考

【修正】  
最小曲げ半径の屈曲半径の管外径倍率を修正

【修正】  
曲げ半径 R の表値を修正

現 行	改正案	備 考
<p>4 給水管の埋設深さ及び占用位置</p> <p>(1) 給水管の埋設深さは、道路部分にあつては道路管理者の許可によるものとし、宅地内にあつては0.3m以上を標準とする。ただし、水管橋取付部の堤防横断箇所や他の埋設物との交差の関係等で、土被りを標準又は規定値までとれない場合は、河川管理者又は道路管理者と協議し、必要に応じて防護措置を施す。</p> <p>宅地内における給水管の埋設深さは、荷重、衝撃等を考慮して0.3m以上、私道は、0.6m以上を標準とする。ただし、やむを得ない場合は、管理者と協議のうえ必要な防護措置を施すこと。</p> <p>(2) 道路を縦断して給水管を配管する場合は、ガス管、電話ケーブル、電気ケーブル、下水道等其他の埋設物に十分注意し、道路管理者が許可した占用位置に配管する。</p> <p>(3) 公共性のある私道及び団地内の道路は、公道の取扱いに準ずる。</p> <p>5 給水管の明示</p> <p>(1) 明示に使用する材料及び方法は、道路法施行令(昭和46年政令第20号)、同法施行規則(昭和46年建設省令第6号)建設省道路局通達(昭和46年建設省令第59号・同第69号)「地下に埋設する水管の表示に用いるビニルテープ等の地色について」の規定に基づくものとする。</p> <p>材 質： ポリエチレン製  地 色： 青 色  文字色： 黒 色  規 格： 150mm×50mm 二重折以上</p>  <p>図3-73 明示シート布設の仕様例</p> <p>3-3-27</p>	<p>4 給水管の埋設深さ及び占用位置</p> <p>(1) 給水管の埋設深さは、道路部分にあつては道路管理者の許可によるものとし、宅地内にあつては0.3m以上を標準とする。ただし、水管橋取付部の堤防横断箇所や他の埋設物との交差の関係等で、土被りを標準又は規定値までとれない場合は、河川管理者又は道路管理者と協議し、必要に応じて防護措置を施す。</p> <p>宅地内における給水管の埋設深さは、荷重、衝撃等を考慮して0.3m以上、私道は、0.6m以上を標準とする。ただし、やむを得ない場合は、管理者と協議のうえ必要な防護措置を施すこと。</p> <p>(2) 道路を縦断して給水管を配管する場合は、ガス管、電話ケーブル、電気ケーブル、下水道等其他の埋設物に十分注意し、道路管理者が許可した占用位置に配管する。</p> <p>(3) 公共性のある私道及び団地内の道路は、公道の取扱いに準ずる。</p> <p>5 給水管の明示</p> <p>(1) 明示に使用する材料及び方法は、道路法施行令(昭和46年政令第20号)、同法施行規則(昭和46年建設省令第6号)建設省道路局通達(昭和46年建設省令第59号・同第69号)「地下に埋設する水管の表示に用いるビニルテープ等の地色について」の規定に基づくものとする。</p> <p>材 質： ポリエチレン製  地 色： 青 色  文字色： 白 色  規 格： 150mm×50mm 二重折以上</p>  <p>図3-73 明示シート布設の仕様例</p> <p>3-3-27</p>	<p>【修正】  明示シートの文字色誤字修正</p>

旧	新	備 考
<p>ウ 配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。 エ 給水引込管、メーター口径が水力計算を満たすものであること。</p> <p><b>5 事前協議等</b></p> <p>(1) 事前協議</p> <p>ア 別に定める「3階直結給水の事前協議を不要とする区域」の区域外で3階直結給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事事業者」という。）を通じて3階直結給水事前協議書（様式第1号）を管理者に提出し、事前協議を行わなければならない。</p> <p>イ 指定給水工事事業者は、3階直結給水事前協議書に定める事項について、事前調査及び現場調査を十分に行うものとする。</p> <p>ウ 管理者は3階直結給水事前協議書を受理した際には、申請地付近の配水管等の水圧を連続72時間以上測定し、その結果、配水管の分岐箇所において最小動水圧が0.20メガパスカル以上あり、かつ、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないか検討する。</p> <p>(2) 事前協議結果の回答</p> <p>管理者は、前項の事前協議の結果を3階直結給水事前協議（回答）書（様式第2号）により申込者に回答する。</p> <p><b>6 給水装置工事の申込み</b></p> <p>申込者は、第5項の規定による協議の結果、3階直結給水方式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事事業者を通じて、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号）に定める様式第1号）の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書を管理者へ提出すること。</p> <p><b>7 3階直結給水を認める場合の工事申請添付書類</b></p> <p>申請者は、工事申請時に立体図、建築物高低差調書、損失水頭計算書を添付し、工事承認を受けなければならない。</p> <p><b>8 設計</b></p> <p>(1) 配水管からの分岐</p> <p>配水管から分岐できる給水引込管の口径は、原則25ミリメートル以上とし、最大口径は表-1のとおりとする。ただし、配水管の管網が整備されていない箇所において、配水管口径が50ミリメートルで給水引込管口径40ミリメートル及び50ミリメートルとなる場合は関係課と協議すること。</p> <p style="text-align: right;">参-3-2</p>	<p>ウ 配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。 エ 給水引込管、メーター口径が水力計算を満たすものであること。</p> <p><b>5 事前協議等</b></p> <p>(1) 事前協議</p> <p>ア 別に定める「3階直結給水の事前協議を不要とする区域」の区域外で3階直結給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事事業者」という。）を通じて3階直結給水事前協議書（様式第1号）を管理者に提出し、事前協議を行わなければならない。</p> <p>イ 指定給水工事事業者は、3階直結給水事前協議書に定める事項について、事前調査及び現場調査を十分に行うものとする。</p> <p>ウ 管理者は3階直結給水事前協議書を受理した際には、申請地付近の配水管等の水圧を連続72時間以上測定し、その結果、配水管の分岐箇所において最小動水圧が0.20メガパスカル以上あり、かつ、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないか検討する。</p> <p>(2) 事前協議結果の回答</p> <p>管理者は、前項の事前協議の結果を3階直結給水事前協議（回答）書（様式第2号）により申込者に回答する。</p> <p><b>6 給水装置工事の申込み</b></p> <p>申込者は、第5項の規定による協議の結果、3階直結給水方式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事事業者を通じて、<b>委任状</b>（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号）に定める様式第1号<b>の4</b>）に<b>記載</b>の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書<b>（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号）に定める様式第1号）</b>を管理者へ提出すること。</p> <p><b>7 3階直結給水を認める場合の工事申請添付書類</b></p> <p>申請者は、工事申請時に立体図、建築物高低差調書、損失水頭計算書を添付し、工事承認を受けなければならない。</p> <p><b>8 設計</b></p> <p>(1) 配水管からの分岐</p> <p>配水管から分岐できる給水引込管の口径は、原則25ミリメートル以上とし、最大口径は表-1のとおりとする。ただし、配水管の管網が整備されていない箇所において、配水管口径が50ミリメートルで給水引込管口径40ミリメートル及び50ミリメートルとなる場合は関係課と協議すること。</p> <p style="text-align: right;">参-3-2</p>	<p>【一部改正】</p> <p>・工事申請書、委任状の様式見直しに伴い、表記の見直し</p>

旧	新	備 考												
<p style="text-align: center;">表-1 分岐可能な最大口径</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>配水管口径</th> <th>分岐可能な給水引込管の最大口径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50～75ミリメートル</td> <td>50ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル以上</td> <td>75ミリメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>同一敷地への引込管は原則として1か所とする。ただし、建物が独立しているものについては、各建物に引き込むことができるものとする。</p> <p>(2) 水理計算 設計水圧は、0.20メガパスカルとする。</p> <p>(3) メーターの設置</p> <p>ア メーター口径は、同時（瞬時最大）使用水量等を考慮し、施行基準に規定する水道メーター口径決定表に基づき、適正なものを選定する。</p> <p>イ 基本となるメーター（以下「基本メーター」という。）の設置位置については、配水管の分岐箇所にもっとも近接した敷地部分（屋外）で、検針及び取替作業が容易であり、かつ、損傷、凍結等のおそれがない場所とする。</p> <p>ウ 規程第27条第1項の規定の適用を受けようとするときの各戸のメーター設置については、「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準（平成23年3月23日制定、以下「各戸メーター等設置基準」という。）」によるものとする。</p> <p>エ 所有者の負担となる水道メーターを設置する場合においても、原則として各戸メーター等設置基準によって設置するものとする。</p> <p>(4) 3階への給水主管口径は、損失水頭を考慮し原則として次によるものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">専用住宅・店舗等付住宅・・・25ミリメートル以上 共同住宅・店舗等付共同住宅・・・40ミリメートル以上 事務所・その他・・・その都度協議</p> <p>(5) <u>給水主管口径が40ミリメートル以上で屋内へ2本以上立上げる場合は、立上り管手前に管理用の仕切弁（青銅製）を設置するものとする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>なお、立上り管1本の場合は、メーター取替え及び維持管理作業を容易にするため、メーターの直近下流に設置するものとする。</u></p> <p>(6) メーターの口径、設置位置、逆流防止装置等この基準に定めのない事項については、給水装置工事施行基準によるものとする。</p> <p>(7) 太陽熱利用温水器を給水装置に直結して使用する場合の最高水栓等は、3階の屋上までとする。ただし、その給水管の分岐箇所に逆流防止装置を設置するものとする。</p> <p>(7) 屋上散水栓</p> <p>3階建ての建物においては、その屋上に散水栓（屋上で水撒きを使用するものに限る。以下同じ。）を設置できるものとする。ただし、散水栓に単独で直結する給水管の分岐箇所以降で、維持管理ができる所に逆流防止装置を設置するものとする。</p> <p style="text-align: center;">参-3-3</p>	配水管口径	分岐可能な給水引込管の最大口径	50～75ミリメートル	50ミリメートル	100ミリメートル以上	75ミリメートル	<p style="text-align: center;">表-1 分岐可能な最大口径</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>配水管口径</th> <th>分岐可能な給水引込管の最大口径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50～75ミリメートル</td> <td>50ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル以上</td> <td>75ミリメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>同一敷地への引込管は原則として1か所とする。ただし、建物が独立しているものについては、各建物に引き込むことができるものとする。</p> <p>(2) 水理計算 設計水圧は、0.20メガパスカルとする。</p> <p>(3) メーターの設置</p> <p>ア メーター口径は、同時（瞬時最大）使用水量等を考慮し、施行基準に規定する水道メーター口径決定表に基づき、適正なものを選定する。</p> <p>イ 基本となるメーター（以下「基本メーター」という。）の設置位置については、配水管の分岐箇所にもっとも近接した敷地部分（屋外）で、検針及び取替作業が容易であり、かつ、損傷、凍結等のおそれがない場所とする。</p> <p>ウ 規程第27条第1項の規定の適用を受けようとするときの各戸のメーター設置については、「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準（平成23年3月23日制定、以下「各戸メーター等設置基準」という。）」によるものとする。</p> <p>エ 所有者の負担となる水道メーターを設置する場合においても、原則として各戸メーター等設置基準によって設置するものとする。</p> <p>(4) 3階への給水主管口径は、損失水頭を考慮し原則として次によるものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">専用住宅・店舗等付住宅・・・25ミリメートル以上 共同住宅・店舗等付共同住宅・・・40ミリメートル以上 事務所・その他・・・その都度協議</p> <p>(5) <b>メーターの口径、設置位置、逆流防止装置等この基準に定めのない事項については、給水装置工事施行基準によるものとする。</b></p> <p>(6) <b>太陽熱利用温水器を給水装置に直結して使用する場合の最高水栓等は、3階の屋上までとする。ただし、その給水管の分岐箇所に逆流防止装置を設置するものとする。</b></p> <p>(7) <b>屋上散水栓</b></p> <p>3階建ての建物においては、その屋上に散水栓（屋上で水撒きを使用するものに限る。以下同じ。）を設置できるものとする。ただし、散水栓に単独で直結する給水管の分岐箇所以降で、維持管理ができる所に逆流防止装置を設置するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">付 則（平成4年3月31日制定） この基準は、平成4年4月1日から施行するものとする。</p> <p style="text-align: center;">参-3-3</p>	配水管口径	分岐可能な給水引込管の最大口径	50～75ミリメートル	50ミリメートル	100ミリメートル以上	75ミリメートル	<p>【一部改正】 ・第5号を削除し、第6～8号を1号繰り上げ。</p>
配水管口径	分岐可能な給水引込管の最大口径													
50～75ミリメートル	50ミリメートル													
100ミリメートル以上	75ミリメートル													
配水管口径	分岐可能な給水引込管の最大口径													
50～75ミリメートル	50ミリメートル													
100ミリメートル以上	75ミリメートル													

給水装置工事施行基準（新旧対照表）

旧	新	備 考
<p>付 則（令和7年3月6日一部改正） （施行期日）</p> <p>1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。</p> <p style="text-align: right;">参-3-5</p>	<p>1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により作成された書類とみなす。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則（令和8年3月30日一部改正）</b> <b>（施行期日）</b></p> <p><b>1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。</b> <b>（経過措置）</b></p> <p><b>2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により提出された書類とみなす。</b></p> <p style="text-align: right;">参-3-5</p>	<p>・付則の追加</p>

旧	新	備考																
<p><b>7 給水装置工事の申込み</b></p> <p>申込者は、前項の事前協議の結果、直結増圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、<u>給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書</u>（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号、以下「規程」という。）に定める様式第1号）の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書を管理者へ提出すること。</p> <p><b>8 管理人等の届出</b></p> <p><u>給水装置の維持管理については、管理人届を提出すること。また、管理人の氏名又は住所に変更があったときは、速やかに給水装置（所有者・使用者・管理人）異動届出書を管理者に提出すること。</u></p> <p><b>9 設計</b></p> <p>(1) 配水管からの分岐</p> <p>ア 分岐可能な配水管の口径は、原則として50mm以上300mmまでとする。</p> <p>イ 分岐できる給水管の口径は、分岐可能な口径（表-1）のとおりとする。ただし、配水管の管網が整備されていない箇所や、中高層の建物が集中している箇所については、別途その都度関係課と協議するものとする。</p> <p>表-1 分岐可能な口径</p> <table border="1" data-bbox="290 1073 902 1308"> <thead> <tr> <th>配水管口径</th> <th>分岐できる給水管の口径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50mm</td> <td>40mm以下</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>50mm以下</td> </tr> <tr> <td>100mm以上 300mm以下</td> <td>75mm以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 同一敷地への引込管は原則として1か所とする。ただし、建物が独立しているものについては、各建物に引き込むことができるものとする。</p> <p>(2) 水理計算</p> <p>ア 設計水圧</p> <p>設計水圧は、管理者が別に定める「3階直結給水の事前協議を不要とする区域」又は最小動水圧が0.20MPa確保できる区域は0.20MPa、その他の区域は0.15MPaとする。</p> <p>イ 計画使用水量（瞬時最大使用水量）</p> <p>水理計算に用いる計画使用水量は、次により算定する。</p> <p>(ア) 共同住宅等における同時使用水量の算定方法</p> <p>a 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法</p> <p>b 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法</p> <p style="text-align: center;">参-4-3</p>	配水管口径	分岐できる給水管の口径	50mm	40mm以下	75mm	50mm以下	100mm以上 300mm以下	75mm以下	<p><b>7 給水装置工事の申込み</b></p> <p>申込者は、前項の事前協議の結果、直結増圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、<b>委任状</b>（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号、以下「規程」という。）に定める様式第1号の4）に記載の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（<b>規程に定める様式第1号</b>）を管理者へ提出すること。</p> <p><b>8 設計</b></p> <p>(1) 配水管からの分岐</p> <p>ア 分岐可能な配水管の口径は、原則として50mm以上300mmまでとする。</p> <p>イ 分岐できる給水管の口径は、分岐可能な口径（表-1）のとおりとする。ただし、配水管の管網が整備されていない箇所や、中高層の建物が集中している箇所については、別途その都度関係課と協議するものとする。</p> <p>表-1 分岐可能な口径</p> <table border="1" data-bbox="1495 846 2107 1081"> <thead> <tr> <th>配水管口径</th> <th>分岐できる給水管の口径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50mm</td> <td>40mm以下</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>50mm以下</td> </tr> <tr> <td>100mm以上 300mm以下</td> <td>75mm以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 同一敷地への引込管は原則として1か所とする。ただし、建物が独立しているものについては、各建物に引き込むことができるものとする。</p> <p>(2) 水理計算</p> <p>ア 設計水圧</p> <p>設計水圧は、管理者が別に定める「3階直結給水の事前協議を不要とする区域」又は最小動水圧が0.20MPa確保できる区域は0.20MPa、その他の区域は0.15MPaとする。</p> <p>イ 計画使用水量（瞬時最大使用水量）</p> <p>水理計算に用いる計画使用水量は、次により算定する。</p> <p>(ア) 共同住宅等における同時使用水量の算定方法</p> <p>a 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法</p> <p>b 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法</p> <p>c 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法</p> <p>(イ) 同時に使用する給水用具を設定して計算する方法</p> <p>(ウ) 給水用具給水負荷単位による方法</p> <p>(3) 増圧装置</p> <p>増圧装置は、水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合したものとし、次</p> <p style="text-align: center;">参-4-3</p>	配水管口径	分岐できる給水管の口径	50mm	40mm以下	75mm	50mm以下	100mm以上 300mm以下	75mm以下	<p>【一部改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事申請書、委任状の様式見直しに伴い、表記の見直し</li> </ul> <p>【一部改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8項を削除し、第9～14項を1項繰り上げ。</li> </ul>
配水管口径	分岐できる給水管の口径																	
50mm	40mm以下																	
75mm	50mm以下																	
100mm以上 300mm以下	75mm以下																	
配水管口径	分岐できる給水管の口径																	
50mm	40mm以下																	
75mm	50mm以下																	
100mm以上 300mm以下	75mm以下																	

旧	新	備 考
<p>c 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法            (イ) 同時に使用する給水用具を設定して計算する方法            (ウ) 給水用具給水負荷単位による方法</p> <p>(3) 増圧装置            増圧装置は、水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合したものとし、次の各号によるものとする。</p> <p>ア 増圧装置は、日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130）」又は同等以上の性能を有すること。</p> <p>イ 増圧装置は、原則として建物1棟に対し1増圧装置とする。</p> <p>ウ 吸込側の水圧が異常に低下した場合（0.07MPa以下）は、自動停止し、水圧が回復した場合（0.10MPa以上）は、自動復帰すること。</p> <p>エ 増圧装置のポンプ吐出圧力は、0.75MPa以下とし、建物の最上階など最も条件の厳しい給水用具に必要な圧力が確保できること。</p> <p>オ 配水管水圧の変動及び使用水量に対応でき、安定給水が確保できること。</p> <p>カ 増圧装置には、故障時等の異常を早期に発見し事故を未然に防止するため、警報装置を設置し警報ブザー又はランプ等で表示すること。</p> <p>キ 増圧装置及び吸込側、吐出側の配管との接続部には防振対策を施すこと。</p> <p>ク 増圧装置の設置場所は、原則として1階部分とする。また、定期点検や保守管理のために必要な空間を確保し、施錠や隔離するなど保安対策を施すこと。</p> <p style="text-align: center;">参-4-4</p>	<p>の各号によるものとする。</p> <p>ア 増圧装置は、日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130）」又は同等以上の性能を有すること。</p> <p>イ 増圧装置は、原則として建物1棟に対し1増圧装置とする。</p> <p>ウ 吸込側の水圧が異常に低下した場合（0.07MPa以下）は、自動停止し、水圧が回復した場合（0.10MPa以上）は、自動復帰すること。</p> <p>エ 増圧装置のポンプ吐出圧力は、0.75MPa以下とし、建物の最上階など最も条件の厳しい給水用具に必要な圧力が確保できること。</p> <p>オ 配水管水圧の変動及び使用水量に対応でき、安定給水が確保できること。</p> <p>カ 増圧装置には、故障時等の異常を早期に発見し事故を未然に防止するため、警報装置を設置し警報ブザー又はランプ等で表示すること。</p> <p>キ 増圧装置及び吸込側、吐出側の配管との接続部には防振対策を施すこと。</p> <p>ク 増圧装置の設置場所は、原則として1階部分とする。また、定期点検や保守管理のために必要な空間を確保し、施錠や隔離するなど保安対策を施すこと。</p> <p style="text-align: center;">参-4-4</p>	

旧	新	備 考
<p>(5) メーターの設置</p> <p>ア メーター口径は、同時（瞬時最大）使用水量等を考慮し、施行基準に規定する水道メーター口径決定表に基づき、適正なものを選定する。</p> <p>イ 基本となるメーター（以下「基本メーター」という。）の設置位置については、増圧装置より配水管側の、原則として道路境界線に最も近接した敷地部分（屋外）で、検針及び取替作業が容易であり、かつ、損傷、凍結等のおそれがない場所とする。</p> <p>ウ 規程第27条第1項の規定の適用を受けようとするときの各戸のメーター設置については、「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準（平成23年3月23日制定、以下「各戸メーター等設置基準」という。）」によるものとする。</p> <p>エ 所有者の負担となる水道メーターを設置する場合においても、原則として各戸メーター等設置基準によって設置するものとする。</p> <p>(6) メーターバイパスユニット</p> <p>基本メーター取替え時の断水による影響を回避するため、原則としてメーターバイパスユニットを設置するものとする。ただし、専用住宅や小規模な事務所ビルなど、断水による影響が少ないものについてはこの限りではない。</p> <p>ア メーターバイパスユニットは、管理者が承認した製品とする。</p> <p>イ メーターバイパスユニット直近流入側には、止水栓又は仕切弁を設置すること。</p> <p>(7) 逆流防止装置</p> <p>基本メーターと増圧装置の間に、逆流防止装置を設置するものとする。</p> <p>ア 逆流防止装置は、日本水道協会規格「水道用減圧式逆流防止器（JWWA B134）」又は同等品以上の性能を有するものとし、増圧装置の流入側に設置すること。</p> <p>イ 減圧式逆流防止器の流入側には止水栓及びストレーナを、流出側に止水栓を設置すること。</p> <p>ウ 減圧式逆流防止器からの排水は、間接排水とすること。</p> <p>(8) 吸排気弁</p> <p>立上がり管の末端に吸排気弁を設置すること。</p> <p>(9) 直圧用給水栓</p> <p>増圧装置の故障時又は停電時の断水に備え、増圧系統以外に直圧用給水栓を設置すること。</p> <p>(10) 危険防止</p> <p>給水装置には、当該増圧装置以外のポンプなど配水管の水圧などに影響を与えるおそれのある機器類などを直接連結してはならない。</p> <p><b>10 維持管理</b></p> <p>維持管理については、<u>維持管理誓約書</u>の内容に基づき、給水装置の所有者が適正に行うこと。</p> <p style="text-align: center;">参-4-6</p>	<p>(5) メーターの設置</p> <p>ア メーター口径は、同時（瞬時最大）使用水量等を考慮し、施行基準に規定する水道メーター口径決定表に基づき、適正なものを選定する。</p> <p>イ 基本となるメーター（以下「基本メーター」という。）の設置位置については、増圧装置より配水管側の、原則として道路境界線に最も近接した敷地部分（屋外）で、検針及び取替作業が容易であり、かつ、損傷、凍結等のおそれがない場所とする。</p> <p>ウ 規程第27条第1項の規定の適用を受けようとするときの各戸のメーター設置については、「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準（平成23年3月23日制定、以下「各戸メーター等設置基準」という。）」によるものとする。</p> <p>エ 所有者の負担となる水道メーターを設置する場合においても、原則として各戸メーター等設置基準によって設置するものとする。</p> <p>(6) メーターバイパスユニット</p> <p>基本メーター取替え時の断水による影響を回避するため、原則としてメーターバイパスユニットを設置するものとする。ただし、専用住宅や小規模な事務所ビルなど、断水による影響が少ないものについてはこの限りではない。</p> <p>ア メーターバイパスユニットは、管理者が承認した製品とする。</p> <p>イ メーターバイパスユニット直近流入側には、止水栓又は仕切弁を設置すること。</p> <p>(7) 逆流防止装置</p> <p>基本メーターと増圧装置の間に、逆流防止装置を設置するものとする。</p> <p>ア 逆流防止装置は、日本水道協会規格「水道用減圧式逆流防止器（JWWA B134）」又は同等品以上の性能を有するものとし、増圧装置の流入側に設置すること。</p> <p>イ 減圧式逆流防止器の流入側には止水栓及びストレーナを、流出側に止水栓を設置すること。</p> <p>ウ 減圧式逆流防止器からの排水は、間接排水とすること。</p> <p>(8) 吸排気弁</p> <p>立上がり管の末端に吸排気弁を設置すること。</p> <p>(9) 直圧用給水栓</p> <p>増圧装置の故障時又は停電時の断水に備え、増圧系統以外に直圧用給水栓を設置すること。</p> <p>(10) 危険防止</p> <p>給水装置には、当該増圧装置以外のポンプなど配水管の水圧などに影響を与えるおそれのある機器類などを直接連結してはならない。</p> <p><b>9 維持管理</b></p> <p>維持管理については、<b>委任状（規程に定める様式第1号の4）に記載の誓約事項</b>の内容に基づき、給水装置の所有者が適正に行うこと。</p> <p style="text-align: center;">参-4-6</p>	<p>【一部改正】</p> <p>・工事申請書、委任状の様式見直しに伴い、表記の見直し</p>

旧	新	備考																
<p>(1) 増圧装置及び減圧式逆流防止器は年1回以上の保守点検を行うこと。</p> <p>(2) 緊急時に迅速かつ的確な対応が図れるように、警報装置又は電話回線を利用した24時間監視装置等を設置すること。</p> <p>(3) 緊急時の連絡先を標示板に記入し、ポンプ室及び管理人室等に設置し周知を図ること。</p> <p><b>1.1 図式記号</b></p> <p>図面に使用する表示記号は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="172 527 1166 688"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>図式記号</th> <th>名称</th> <th>図式記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増圧装置</td> <td>BP</td> <td>減圧式逆流防止器</td> <td>N</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>1.2 増圧装置の設置を猶予する特例</b></p> <p>4階建て又は5階建ての建物において、配水管の水圧で最上階の末端水栓まで給水が可能な場合には、給水に支障がない間に限り、増圧装置の設置を猶予し、直結直圧式給水とすることができる。この特例の適用を受けようとする場合は、管理者が別に定める基準によるものとする。</p> <p><b>1.3 その他</b></p> <p>この基準に定めのない事項は、施行基準によるものとする。</p> <p><b>1.4 施行期日</b></p> <p>この基準は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成16年3月25日一部改正）</p> <p>この基準は、平成16年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（平成18年3月13日一部改正）</p> <p>この基準は、平成18年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（平成21年3月31日一部改正）</p> <p>この基準は、平成21年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（平成23年3月28日一部改正）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">参-4-7</p>	名称	図式記号	名称	図式記号	増圧装置	BP	減圧式逆流防止器	N	<p>(1) 増圧装置及び減圧式逆流防止器は年1回以上の保守点検を行うこと。</p> <p>(2) 緊急時に迅速かつ的確な対応が図れるように、警報装置又は電話回線を利用した24時間監視装置等を設置すること。</p> <p>(3) 緊急時の連絡先を標示板に記入し、ポンプ室及び管理人室等に設置し周知を図ること。</p> <p><b>1.0 図式記号</b></p> <p>図面に使用する表示記号は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1380 527 2374 688"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>図式記号</th> <th>名称</th> <th>図式記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増圧装置</td> <td>BP</td> <td>減圧式逆流防止器</td> <td>N</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>1.1 増圧装置の設置を猶予する特例</b></p> <p>4階建て又は5階建ての建物において、配水管の水圧で最上階の末端水栓まで給水が可能な場合には、給水に支障がない間に限り、増圧装置の設置を猶予し、直結直圧式給水とすることができる。この特例の適用を受けようとする場合は、管理者が別に定める基準によるものとする。</p> <p><b>1.2 その他</b></p> <p>この基準に定めのない事項は、施行基準によるものとする。</p> <p><b>1.3 施行期日</b></p> <p>この基準は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成16年3月25日一部改正）</p> <p>この基準は、平成16年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（平成18年3月13日一部改正）</p> <p>この基準は、平成18年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（平成21年3月31日一部改正）</p> <p>この基準は、平成21年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（平成23年3月28日一部改正）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p style="text-align: center;">参-4-7</p>	名称	図式記号	名称	図式記号	増圧装置	BP	減圧式逆流防止器	N	
名称	図式記号	名称	図式記号															
増圧装置	BP	減圧式逆流防止器	N															
名称	図式記号	名称	図式記号															
増圧装置	BP	減圧式逆流防止器	N															

旧	新	備 考
<p>(経過措置)</p> <p>2 この基準の施行前までに、改正前の直結増圧式給水設計施行基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の直結増圧式給水設計施行基準の規定によってなされた申請等とみなす。</p> <p>付 則（平成25年1月28日一部改正） この基準は、平成25年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（令和3年3月26日一部改正） (施行期日) 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。</p> <p>付 則（令和7年3月6日一部改正） (施行期日) 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により作成された書類とみなす。</p> <p style="text-align: center;">参-4-8</p>	<p>2 この基準の施行前までに、改正前の直結増圧式給水設計施行基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の直結増圧式給水設計施行基準の規定によってなされた申請等とみなす。</p> <p>付 則（平成25年1月28日一部改正） この基準は、平成25年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（令和3年3月26日一部改正） (施行期日) 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。</p> <p>付 則（令和7年3月6日一部改正） (施行期日) 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により作成された書類とみなす。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則（令和8年3月30日一部改正）</b> <b>(施行期日)</b> <b>1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(経過措置)</b> <b>2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により提出された書類とみなす。</b></p> <p style="text-align: center;">参-4-8</p>	<p style="text-align: center;">・付則の追加</p>

旧	新	備 考
<p>ウ 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とするもの                      エ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるもの                      オ その他、特例直結直圧式による給水が困難なもの</p> <p><b>4 給水方式の併用</b>                      特例直結直圧式給水と直結増圧式給水又は受水槽式給水との併用は認めない。</p> <p><b>5 既設の受水槽式給水からの改造</b>                      受水槽を撤去し、既設配管等をそのまま給水装置として使用する場合は、次に掲げる事項が給水装置としての基準を満たすものであること。                      ア 水圧試験（0.75MPa）を行い漏水のないもので、特例直結直圧式給水に対応できるものであること。                      イ 水質検査を行い水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準に適合していること。                      ウ 配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。                      エ 給水引込管、メーター口径が水理計算を満たすものであること。</p> <p><b>6 事前協議等</b>                      (1) 事前協議                      特例直結直圧式給水による給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事業者」という。）を通じて、特例直結直圧式給水事前協議書（様式第1号）を管理者に提出し、事前協議を行わなければならない。                      また、指定給水工事業者は、特例直結直圧式給水事前協議書に定める事項について、事前調査及び現地調査を十分に行うものとする。                      (2) 事前協議結果の回答                      管理者は、前号の事前協議の結果を特例直結直圧式給水事前協議回答書（様式第2号）により、申込者に回答するものとする。</p> <p><b>7 給水装置工事の申込み</b>                      申込者は、前項の事前協議の結果、特例直結直圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号）、以下「規程」という。）に定める様式第1号の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書を管理者へ提出すること。</p> <p style="text-align: center;">参-5-2</p>	<p>ウ 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とするもの                      エ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるもの                      オ その他、特例直結直圧式による給水が困難なもの</p> <p><b>4 給水方式の併用</b>                      特例直結直圧式給水と直結増圧式給水又は受水槽式給水との併用は認めない。</p> <p><b>5 既設の受水槽式給水からの改造</b>                      受水槽を撤去し、既設配管等をそのまま給水装置として使用する場合は、次に掲げる事項が給水装置としての基準を満たすものであること。                      ア 水圧試験（0.75MPa）を行い漏水のないもので、特例直結直圧式給水に対応できるものであること。                      イ 水質検査を行い水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準に適合していること。                      ウ 配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。                      エ 給水引込管、メーター口径が水理計算を満たすものであること。</p> <p><b>6 事前協議等</b>                      (1) 事前協議                      特例直結直圧式給水による給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事業者」という。）を通じて、特例直結直圧式給水事前協議書（様式第1号）を管理者に提出し、事前協議を行わなければならない。                      また、指定給水工事業者は、特例直結直圧式給水事前協議書に定める事項について、事前調査及び現地調査を十分に行うものとする。                      (2) 事前協議結果の回答                      管理者は、前号の事前協議の結果を特例直結直圧式給水事前協議回答書（様式第2号）により、申込者に回答するものとする。</p> <p><b>7 給水装置工事の申込み</b>                      申込者は、前項の事前協議の結果、特例直結直圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、<b>委任状</b>（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号）、以下「規程」という。）に定める様式第1号<b>の4</b>）の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書<b>（規程に定める様式第1号）</b>を管理者へ提出すること。</p> <p style="text-align: center;">参-5-2</p>	<p>【一部改正】                      ・工事申請書、委任状の様式見直しに伴い、表記の見直し</p>

旧	新	備 考
<p>(9) 屋上散水栓 最上階の屋上に散水栓（屋上での水撒きを使用するものに限る。以下同じ。）を設置する場合は、散水栓に単独で直結する給水管の分岐箇所以降で、維持管理ができる所に逆流防止装置を設置するものとする。</p> <p>付 則（平成25年1月28日制定） この基準は、平成25年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（令和3年3月26日一部改正） （施行期日） 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。</p> <p>付 則（令和7年3月6日一部改正） （施行期日） 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により作成された書類とみなす。</p> <p style="text-align: center;">参-5-5</p>	<p>(9) 屋上散水栓 最上階の屋上に散水栓（屋上での水撒きを使用するものに限る。以下同じ。）を設置する場合は、散水栓に単独で直結する給水管の分岐箇所以降で、維持管理ができる所に逆流防止装置を設置するものとする。</p> <p>付 則（平成25年1月28日制定） この基準は、平成25年4月1日から施行するものとする。</p> <p>付 則（令和3年3月26日一部改正） （施行期日） 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。</p> <p>付 則（令和7年3月6日一部改正） （施行期日） 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則（令和8年3月31日制定）</b> <b>（施行期日）</b> <b>1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。</b> <b>（経過措置）</b> <b>2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により提出された書類とみなす。</b></p> <p style="text-align: center;">参-5-5</p>	<p style="text-align: center;">・付則の追加</p>

旧	新	備 考
<p>道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算等を行うことから、指定給水事業者は、水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとしているもの（以下「申請者」という。）に対して、申請地の最小動水圧等の配水管の状況等について、情報を提供すること。</p> <p>ウ 指定給水事業者は、申請者に対して、<u>給水装置工事申請時に給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書</u>（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号）に定める様式第1号）（以下「申請書」という。）の該当する誓約事項を了知させた上で、申請書を管理者へ提出すること。</p> <p>4 事前協議</p> <p>特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合は、鹿児島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に下記の書類を提出し、事前に協議を行うこと。また、同時に消防設備士を通じて、消防局と別途協議を行うこと。</p> <p>(1) 位置図 (2) 配管図 (3) 平面図（スプリンクラー系統の配置図） (4) 立面図（スプリンクラー系統の立面図） (5) 損失水頭計算書（消防設備士が計算したものを添付） (6) スプリンクラーヘッド詳細図 (7) 申請書の写し（既存建物の場合） (8) その他、管理者が必要とする書類</p> <p>5 条 件</p> <p>(1) 水道直結式スプリンクラー設備</p> <p>設計は、以下のとおりとする。ただし、水道直結式スプリンクラー設備のうち、乾式スプリンクラー設備（作動時以外は通水されない構造の水道直結式スプリンクラー設備）、直結増圧式給水方式によるスプリンクラー設備（ただし、スプリンクラー設備系統のみの直結増圧式給水方式は不可とする。）等で設計を行う場合は、設置可否を含めて事前に別途協議を行うこと。</p> <p>ア 水理計算は、次の条件にて行うこと。</p> <p>(ア) 設計水圧</p> <p>設計水圧は、配水管分岐上で0.147メガパスカル（1.5重力キログラム毎平方センチメートル）とするが、3階直結給水の事前協議を不要とする区域は、0.196メガパスカル（2.0重力キログラム毎平方センチメートル）とすることができる。ただし、旧5町地域（吉田地域、桜島地域、喜入地域、松元地域及び郡山地域）及び低水圧区域については、事前に関係各課と協議を行い、設置可否を含めて決定する。</p> <p>(イ) 設計水量及び設計放水圧</p> <p style="text-align: center;">参-7-2</p>	<p>道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算等を行うことから、指定給水事業者は、水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとしているもの（以下「申請者」という。）に対して、申請地の最小動水圧等の配水管の状況等について、情報を提供すること。</p> <p>ウ 指定給水事業者は、申請者に対して、給水装置工事申請時に<b>委任状</b>（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号）に定める様式第1号の4）の該当する誓約事項を了知させた上で、<b>給水装置工事申請・申請書兼受水槽以下工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号）に定める様式第1号）</b>を管理者へ提出すること。</p> <p>4 事前協議</p> <p>特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合は、鹿児島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に下記の書類を提出し、事前に協議を行うこと。また、同時に消防設備士を通じて、消防局と別途協議を行うこと。</p> <p>(1) 位置図 (2) 配管図 (3) 平面図（スプリンクラー系統の配置図） (4) 立面図（スプリンクラー系統の立面図） (5) 損失水頭計算書（消防設備士が計算したものを添付） (6) スプリンクラーヘッド詳細図 (7) 申請書の写し（既存建物の場合） (8) その他、管理者が必要とする書類</p> <p>5 条 件</p> <p>(1) 水道直結式スプリンクラー設備</p> <p>設計は、以下のとおりとする。ただし、水道直結式スプリンクラー設備のうち、乾式スプリンクラー設備（作動時以外は通水されない構造の水道直結式スプリンクラー設備）、直結増圧式給水方式によるスプリンクラー設備（ただし、スプリンクラー設備系統のみの直結増圧式給水方式は不可とする。）等で設計を行う場合は、設置可否を含めて事前に別途協議を行うこと。</p> <p>ア 水理計算は、次の条件にて行うこと。</p> <p>(ア) 設計水圧</p> <p>設計水圧は、配水管分岐上で0.147メガパスカル（1.5重力キログラム毎平方センチメートル）とするが、3階直結給水の事前協議を不要とする区域は、0.196メガパスカル（2.0重力キログラム毎平方センチメートル）とすることができる。ただし、旧5町地域（吉田地域、桜島地域、喜入地域、松元地域及び郡山地域）及び低水圧区域については、事前に関係各課と協議を行い、設置可否を含めて決定する。</p> <p style="text-align: center;">参-7-2</p>	<p>【一部改正】</p> <p>・工事申請書、委任状の様式 見直しに伴い、表記の見直し</p> <p>※以下、項目ずれのみ。</p>

旧	新	備考
	<p style="text-align: right;"><b>資料18</b></p> <p><b>鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム利用に関する取扱</b></p> <p><b>（目的）</b></p> <p><b>第1条 この要領は、給水装置・排水設備工事（以下「給排水設備工事」という。）に関連する申請等を、鹿児島市水道局給排水設備工事申請システムを利用して行うために必要な事項を定めるものである。</b></p> <p><b>（定義）</b></p> <p><b>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</b></p> <p><b>（1）指定工事業者等 鹿児島市給水条例（昭和43年条例第43号）第6条で定める指定給水装置工事業者および鹿児島市下水道条例（昭和42年条例第122号）第7条で定める指定排水設備工事業者その他別途給排水設備課長が定める者をいう。</b></p> <p><b>（2）システム 鹿児島市水道局給排水設備工事申請システムをいう。</b></p> <p><b>（システムの利用者登録）</b></p> <p><b>第3条 指定工事業者等は、次の各号に定める規約等に同意した上であらかじめ利用者登録を行わなければならない。</b></p> <p><b>（1）鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム利用に関する取扱要領（当要領）</b></p> <p><b>（2）鹿児島市kintone利用規約</b></p> <p><b>（3）鹿児島市kintone個人情報保護方針（プライバシーポリシー）</b></p> <p><b>2 利用者登録を行う際は、以下の書類等を用意すること。ただし、給排水設備課長が別途定める者についてはこの限りではない。</b></p> <p><b>（1）登録するメールアドレス</b></p> <p><b>（2）指定証の写し（撮影・スキャンしたPDFデータまたは画像データ）</b></p> <p><b>（3）指定工事業者等情報</b></p> <p><b>3 登録するメールアドレスは、指定工事業者等1者につき1つとし、他の指定工事業者等が登録しているメールアドレスを利用した重複登録は不可とする。ただし、給排水設備課長が別途定める条件を満たす者については、この限りではない。</b></p> <p><b>4 指定工事業者等は、利用者登録処理が完了した翌日の0時からシステムの利用ができるものとする。</b></p> <p><b>（システムの利用）</b></p> <p><b>第4条 システムのうち、指定工事業者等が利用できるものは給排水設備課長が別途定める。</b></p> <p><b>2 システムはメンテナンス時間を除き原則24時間365日受付を行うが、水道局による事務処理は、原則として水道局の開庁時間内とする。</b></p> <p><b>3 指定工事業者等によるシステムを利用して行う各種申請については、鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年条例第125号。以下「オンライン化条例」とい</b></p> <p style="text-align: center;"><b>参-18-1</b></p>	<p><b>【参考資料追加】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子申請導入に伴い、電子申請導入に関する取扱の掲載</li> </ul>

旧	新	備 考
	<p>う。）第3条第2項に基づき、オンライン化条例第2条第1号で定義する条例等で定める書面により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を準用し、各種事前協議については、当該事前協議について定める要綱・基準に基づき、当該事前協議について定める要綱・基準に定める書面により行われたものとみなして、当該事前協議に関する要綱・基準等の規定を準用する。</p> <p>4 指定工事業者等は、システムを利用して各種申請を行う際、記載されている内容を十分に確認すること。</p> <p>5 提出する添付書類は1ファイルにつき10メガバイトを上限とし、入力フォームで指定されたファイル形式とする。</p> <p>6 給排水設備工事申請において、委任状（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号）に定める様式第1号の4および鹿児島市下水道条例施行規程（昭和52年水道局規程第11号）に定める様式第1号の3）を提出する際は、工事申請者が記名押印または署名した用紙を電子化したファイルを提出すること。</p> <p>7 指定工事業者等は、システムを利用して定期的に申請の事務処理進捗状況等を確認し、状況に応じた対応を速やかに行うこと。</p> <p>8 申請内容に不備がある場合などの補正指示は原則としてシステムを利用して行う。 (その他)</p> <p>第5条 システムに関するその他必要な事項は給排水設備課長が別途定める。</p> <p>2 システムを利用する指定工事業者等が、システムの運営に大きく損害を与える若しくは与えるおそれがあると判断した場合、給排水設備課長は状況に応じて当該指定工事業者等のシステムの利用停止、登録の抹消その他必要な措置を行うことができる。</p> <p>付 則（令和8年3月31日 制定） この取扱は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">参-18-2</p>	